

食中毒の発生について

平成27年11月13日
京都府健康福祉部
生活衛生課 Tel:075-414-4759
京都府山城北保健所
衛生室 Tel:0774-21-2912

11月10日(火)、中丹西保健所が食中毒を疑う患者の発生を探知し、山城北保健所が直ちに調査した結果、飲食店が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、本日、山城北保健所長が同施設に対する営業停止処分を行いましたのでお知らせします。

1 探知の概要

11月10日(火)午前9時30分頃、福知山市内の高校から中丹西保健所に対し、「城陽市内宿泊施設を11月6日から7日にかけて13名で利用したところ、8名が嘔吐、下痢などを呈している。」と連絡があった。

2 調査結果(本日午前10時現在)

- (1) 初発日時 11月7日(土)午後7時30分頃
- (2) 有症者 ・ 1グループ13名中12名(男性10名:15~38歳、女性2名:16歳)
・ 8名が医療機関を受診、うち1名が入院したが退院済。
いづれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 嘔吐、発熱、腹痛、下痢
- (4) 病因物質 ノロウイルスGⅡ
- (5) 原因食事 11月7日(土)に飲食店が朝食として提供した食事
(メニュー 焼鮭、ミートボール、だし巻き、きんぴら、味噌汁、ご飯、味付のり、ミニトマト、ブロッコリー、みかん缶詰)

3 原因施設

- (1) 屋号 きょうやしょくどう
京屋食堂 (飲食店営業)
- (2) 所在地 城陽市寺田南中芝80 青少年野外活動センター内
- (3) 営業者 石本 登志夫

4 原因施設の特定理由

- (1) 有症者の共通食事は、当該飲食店が提供した食事のみである。
- (2) 有症者の発症状況が類似しており、感染症を疑う事例は認められなかった。
- (3) 調理従事者2名と有症者6名の検便からノロウイルスが検出された。
- (4) 患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

5 山城北保健所の対応

- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止処分

(11月13日から11月15日までの3日間)

※なお、営業者は11月10日から営業しておりません。

【裏面へ】

【報道機関の皆様へ】

ノロウイルス食中毒は冬期に多発する傾向があります。発生防止のため、下記注意事項の啓発に御協力をお願いします。

- 1 調理前、食事前、用便後は、石けんを使い十分に手を洗いましょう。
- 2 ノロウイルスは感染力が強く、患者の吐物、下痢便からも感染することがあります。
トイレ清掃や吐物の処理の際は必ずゴム手袋、マスクなどを着用の上、次亜塩素酸を用いて消毒の上、よく換気をしましょう。
- 3 食品は十分加熱（85℃90秒以上）しましょう。
- 4 下痢、嘔吐などの消化器症状がある場合は、調理業務を控えましょう。